

令和 2 年 9 月 11 日
山口県報号外第 36 号
監査公表第 6 号別冊

令和 2 年度

定期監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

令和 2 年 9 月

山口県監査委員

目 次

I 令和元年度定期監査の結果に対する措置の内容

1	健康福祉部	1
2	商工労働部	10
3	観光スポーツ文化部	11
4	農林水産部	12
5	土木建築部	15
6	教育庁	19
7	警察本部	20

II 令和元年度定期監査の結果に添える意見に対する措置の内容

1	令和元年12月24日意見（上半期分）	
(1)	内部統制体制の整備について	22
2	令和2年3月27日意見（通年分）	
(1)	内部統制制度の円滑な導入等について	23
(2)	公有財産の適正な管理について	24
(3)	現金等の適正な管理出について	24

I 令和元年度定期監査の結果に対する措置の内容

監査の結果	措置の内容																																																
<p>1 健康福祉部</p> <p>(1) 厚政課</p> <p>次のとおり収入未済があった。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1" data-bbox="207 425 821 600"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>過年度分</td> <td>4,630,113円</td> <td>12者</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士修学資金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td>392,100円</td> <td>4者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査：令和元年8月5日)</p> <p>(2) 医療政策課</p> <p>次のとおり収入未済があった。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1" data-bbox="207 963 821 1093"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師等修学資金貸付金</td> <td>過年度分</td> <td>10,143,500円</td> <td>25者</td> </tr> </tbody> </table> <p>支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="207 1422 821 1680"> <thead> <tr> <th>支出の内容</th> <th>交付決定日</th> <th>支出負担行為整理日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山口県地域医療介護連携情報システム整備事業</td> <td>平成30年8月17日</td> <td>平成31年3月29日</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月24日</td> <td>平成31年3月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査：令和元年8月30日)</p>	歳入の名称	区分	金額	未納者数	生活保護費返還金	過年度分	4,630,113円	12者	介護福祉士修学資金貸付金	現年度分	392,100円	4者	歳入の名称	区分	金額	未納者数	保健師等修学資金貸付金	過年度分	10,143,500円	25者	支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日	山口県地域医療介護連携情報システム整備事業	平成30年8月17日	平成31年3月29日	平成30年10月24日	平成31年3月28日	<p>1 健康福祉部</p> <p>(1) 厚政課</p> <p>未納者に対し、訪問・催告状の送付等を実施した結果、指摘のあった収入については、令和元年度末において次のとおりとなった。</p> <p>引き続き、訪問・催告状の送付等により回収に取り組むこととする。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1" data-bbox="869 604 1476 779"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>過年度分</td> <td>4,575,858円</td> <td>10者</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士修学資金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td>34,100円</td> <td>1者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療政策課</p> <p>未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。</p> <p>引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1" data-bbox="869 1142 1476 1288"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師等修学資金貸付金</td> <td>過年度分</td> <td>9,356,500円</td> <td>23者</td> </tr> </tbody> </table> <p>所属職員に対し、契約・交付決定後直ちに支出負担行為の整理を行うよう再度周知を行った。</p>	歳入の名称	区分	金額	未納者数	生活保護費返還金	過年度分	4,575,858円	10者	介護福祉士修学資金貸付金	現年度分	34,100円	1者	歳入の名称	区分	金額	未納者数	保健師等修学資金貸付金	過年度分	9,356,500円	23者
歳入の名称	区分	金額	未納者数																																														
生活保護費返還金	過年度分	4,630,113円	12者																																														
介護福祉士修学資金貸付金	現年度分	392,100円	4者																																														
歳入の名称	区分	金額	未納者数																																														
保健師等修学資金貸付金	過年度分	10,143,500円	25者																																														
支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日																																															
山口県地域医療介護連携情報システム整備事業	平成30年8月17日	平成31年3月29日																																															
	平成30年10月24日	平成31年3月28日																																															
歳入の名称	区分	金額	未納者数																																														
生活保護費返還金	過年度分	4,575,858円	10者																																														
介護福祉士修学資金貸付金	現年度分	34,100円	1者																																														
歳入の名称	区分	金額	未納者数																																														
保健師等修学資金貸付金	過年度分	9,356,500円	23者																																														

(3) 医務保険課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
理学療法士等修学 資金貸付金	過年度分	2,210,000円	2者

(監査：令和元年8月29日)

(4) 薬務課

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

名称	金額	件数
毒物劇物取扱者試験	464,400円	40件
温泉利用等許可	175,150円	5件

(監査：令和元年10月3日)

(5) 長寿社会課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資 金貸付金	過年度分	124,348,351円	65者

(監査：令和元年9月9日)

(3) 医務保険課

未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告などを行い、収入未済額の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
理学療法士等修学 資金貸付金	過年度分	2,050,000円	2者

(4) 薬務課

指摘のあった手数料の集計誤りについては、令和元年度決算において修正報告を行った。

集計誤り防止のため、資料作成時に複数担当者で確認することとした。

(5) 長寿社会課

未納者に対し、個別の滞納理由に沿ったきめ細かな催告を実施した他、相続人及び連帯保証人への催告も強化し、償還指導に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、償還指導を強化・継続し、より一層の収納促進に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備 資金貸付金	過年度分	119,289,042円	64者

(6) 障害者支援課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
在宅心身障害児(者)対策費(負担金)	過年度分	38,045,460円	272者
障害者住宅整備資金貸付金(貸付金元利収入)	過年度分	27,696,315円	22者
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	200,000円	3者

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約日	支出負担行為整理日
あいサポート運動推進事業業務委託	平成30年6月30日	平成31年3月11日
あいサポート運動普及啓発事業業務委託	平成30年9月4日	

(監査：令和元年8月19日)

(6) 障害者支援課

未納者に対し、電話・文書催告及び自宅訪問による催告等を行った結果、指摘のあった収入未済額については令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話・文書催告及び自宅訪問による催告等に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
在宅心身障害児(者)対策費(負担金)	過年度分	37,921,360円	272者
障害者住宅整備資金貸付金(貸付金元利収入)	過年度分	27,547,495円	22者
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	200,000円	3者

契約書受領後、遅滞なく手続を進めるよう課員に徹底するとともに、各班長において各担当の契約状況の把握に努める。

(7) こども家庭課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	1,685,100円	6者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	206,907,738円	383者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	16,964,395円	267者

(監査：令和元年9月6日)

(8) 岩国健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	1,474,499円	29者
	過年度分	33,142,270円	105者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	165,100円	13者

(監査：令和元年10月17日)

(7) こども家庭課

指摘のあった収入未済額については、償還指導等により、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	1,126,740円	4者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	192,461,970円	344者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	16,153,950円	246者

(8) 岩国健康福祉センター

未納者に対する、訪問・督促等償還指導及び履行延期等の結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末には、次のとおりとなった。

引き続き、督促・訪問・連絡・調査等により継続した指導を行い、収入未済の圧縮に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	1,244,180円	24者
	過年度分	30,001,763円	90者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	164,600円	12者

(9) 柳井健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,715,443円	27者
	過年度分	25,163,209円	66者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	5,606,576円	14者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	236,184円	4者

(監査：令和元年10月11日)

(10) 周南健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	8,707,520円	76者
	過年度分	72,309,821円	181者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	1,460,510円	32者

(監査：令和元年9月5日)

(9) 柳井健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による督促や償還指導を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,655,991円	27者
	過年度分	24,838,905円	66者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	5,264,044円	12者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	228,984円	2者

(10) 周南健康福祉センター

未納者に対し、納付催告や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	7,234,313円	74者
	過年度分	64,442,464円	169者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	1,324,910円	30者

(11) 山口健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	428,060円	7者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉	現年度分	1,292,533円	27者
資金貸付金	過年度分	32,671,594円	81者

(監査：令和元年11月29日)

(12) 宇部健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	731,759円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉	現年度分	2,606,725円	52者
資金貸付金	過年度分	47,691,823円	112者
母子父子寡婦福祉 資金返納金	過年度分	744,000円	7者

(11) 山口健康福祉センター

未納者に対し、納付勧告や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、納付勧告や償還指導に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	428,060円	7者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉	現年度分	1,141,556円	18者
資金貸付金	過年度分	28,394,464円	69者

(12) 宇部健康福祉センター

未納者に対し電話及び文書にて督促するとともに、納付しない者には、家庭訪問を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金の徴収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	671,759円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉	現年度分	2,274,990円	36者
資金貸付金	過年度分	42,428,204円	102者
母子父子寡婦福祉 資金返納金	過年度分	727,000円	7者

収入証紙売りさばき代金の亡失、及び収入証紙売りさばき代金又は収入証紙の亡失について、亡失に係る報告の手続きを行わず、管理職員が当該亡失額を任意に弁済していたものがあつた。

金額	235,920円
----	----------

会計員の任命のない職員に収入証紙の売りさばき事務を専ら取り扱わせているものがあつた。

(監査：令和元年7月18日)

(13) 福祉総合相談支援センター

次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,146,830円	13者
	過年度分	4,501,820円	29者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	2,093,780円	10者

物品購入に係る支出において、備品購入費で支出すべきところを、一般需用費で支出しているものがあつた。

品名・数量	金額	支出科目
冷風機 1台	33,480円	一般需用費
窓用エアコン 1台	43,200円	
ボール保管用カゴ 2台	65,664円	
跳び箱 1台	43,310円	
平均台 1台	35,252円	
シューズボックス 1台	57,564円	
ジャー炊飯器 1台	30,780円	

現金亡失報告を行うとともに、再発防止策として、売りさばきごとに、記録等に誤りがないよう複数職員で確認するとともに、1日2回、複数職員により、財務会計システム上の調定額と実際の証紙残高との突合や、売りさばき現金及び釣銭等の確認を行うよう是正した。

なお、総合庁舎への移転により、令和元年10月15日をもって証紙売りさばき業務は終了した。

会計員の任命のない職員には証紙の売りさばき事務を取り扱わず、会計員が行うよう是正した。

(13) 福祉総合相談支援センター

未納者に対し積極的な各種催告などの滞納整理に努めた結果、指摘のあつた収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなつた。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,133,330円	12者
	過年度分	4,436,540円	28者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	2,093,780円	10者

購入金額、予定価格を複数の職員で確認し、財務会計マニュアルを確認するなど会計規則に則つた適正な科目で処理するように取り組むこととした。

平成 30 年度の資金前渡の精算を行っていないものがあった。

また、当該資金前渡の残金により翌年度の経費を支払っていた。

内 容	資金前渡残金
庁用常用雑費	30,564 円

(監査：令和 2 年 1 月 28 日)

(14) 岩国児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	1,490,220 円	11 者
	過年度分	3,495,040 円	15 者

(監査：令和元年 11 月 7 日)

(15) 周南児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	2,745,900 円	19 者
	過年度分	13,641,161 円	62 者
児童自立支援施設 運営費負担金	過年度分	246,900 円	3 者

予定価格が 5 万円を超える業務委託契約の随意契約において、2 人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

業 務 名	契約金額	予定価格	契約年月日
庁舎警備業務	172,368 円	190,308 円	平成 30 年 4 月 1 日

(監査：令和元年 11 月 19 日)

指摘後、速やかに戻入処理を行った。

今後は、精算処理においても、複数職員によるチェックを行い、会計規則に則った適正な事務処理を心がけ再発防止に努めることとした。

(14) 岩国児童相談所

未納者に対し電話、文書及び訪問等による催告を実施した結果、指摘のあった収入未済については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	1,436,940 円	9 者
	過年度分	3,237,140 円	15 者

(15) 周南児童相談所

未納者に対し担当福祉司からの呼びかけや、電話催告を行った結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、所内で情報共有を行い組織的に債権管理に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	現年度分	2,745,900 円	19 者
	過年度分	11,604,441 円	51 者
児童自立支援施設 運営費負担金	過年度分	246,900 円	3 者

指摘のあった予定価格が 5 万円を超える業務委託契約の随意契約については、2 人以上の者から見積書を提出させることを徹底した。

今後の事務処理においては、関係法令の確認や必要に応じた関係部署への確認に、より一層努めることとした。

(16) 宇部児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	567,900円	9者
	過年度分	2,041,911円	21者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	189,600円	2者

(監査：令和元年8月1日)

(17) 下関児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	830,000円	10者
	過年度分	6,894,130円	26者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	2,384,300円	5者

(監査：令和元年7月18日)

(18) 萩児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	過年度分	580,770円	5者

(監査：令和元年7月23日)

(16) 宇部児童相談所

未納者に対し、電話や文書による催告を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話や文書による催告を実施する等未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	521,300円	7者
	過年度分	1,817,511円	21者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	189,600円	2者

(17) 下関児童相談所

未納者に対し電話催告、文書催告、臨戸催告等をした結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	671,900円	8者
	過年度分	6,414,730円	26者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	2,324,300円	5者

(18) 萩児童相談所

未納者に対し、電話催告、文書催告、職場訪問した結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	過年度分	449,590円	3者

2 商工労働部

(1) 商政課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約日	支出負担行為 整理日
チャレンジやま ぐち中小企業総 合支援事業	平成30年3月31日 平成30年4月1日	平成31年8月2日

(監査：令和元年8月27日)

(2) 経営金融課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業振興育成 費(中小企業従業 員住宅家賃)	過年度分	15,321,672円	1者

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業設備 近代化資金貸 付金	過年度分	71,335,884円	28者
中小企業高度 化資金貸付金	過年度分	5,667,069,426円	13者

(監査：令和元年8月30日)

2 商工労働部

(1) 商政課

契約担当者及び会計担当者に対し、改めて注意喚起するとともに、処理期限をスケジュール登録するなどの処理漏れ防止策を図った。

(2) 経営金融課

○中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)

連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めたものの、令和元年度において回収実績がなかった。

引き続き、連帯保証人やその相続人と交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。

○中小企業設備近代化資金貸付金

債務者の多くが倒産しており、回収が困難な状況であるが、連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めた結果、令和元年度末で未収金は次のとおりとなった。

引き続き、連帯保証人や相続人に対して、交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業設備近 代化資金貸付金	過年度分	68,697,884円	27者

○中小企業高度化資金貸付金

完済が可能な貸付先については分納による回収を進め、経営が破綻、あるいは経営再建が困難と認められる貸付先に対しては主債務者及び連帯保証人への法的措置を含め、回収に努めた結果、令和元年度末の未収金は次のとおりとなった。

引き続き、鋭意回収を行い、未収金の圧縮に努めていく。

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業高度 化資金貸付金	過年度分	5,645,106,606円	12者

(3) 労働政策課

委託料の支払いにおいて、経費支出伺により決裁を行っていないものがあった。

内 容	件 数	金 額
相談業務委託料 (12か月分)	12 件	2,430,000 円

(監査：令和元年 8 月 27 日)

(4) 東部高等産業技術学校

行政財産使用料の調定期を誤り、平成 31 年度の歳入とすべきところを、平成 30 年度の歳入としているものがあった。

調定年月日	会計年度	金 額	許可期間
平成 31 年 3 月 26 日	平成 30 年度	12,609 円	平成 31 年 4 月 5 日～6 日(2 日 間)
		49,870 円	平成 31 年 4 月 13 日～令和 2 年 3 月 7 日(8 日間)

(監査：令和 2 年 1 月 16 日)

(3) 労働政策課

会計規則の運用第 47 条関係に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底した。

(4) 東部高等産業技術学校

担当職員及び決裁職員において、行政財産使用許可事務取扱要領を再確認し、適正な事務処理を徹底したうえで、複数人でのチェック体制の下、再発防止を図った。

3 観光スポーツ文化部

(1) 観光政策課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支 出 の 内 容	契 約 日・交付 決定日	支出負担行為 整理日
平成30年度明治維新150年 記念おもてなし開発支援 業務委託	平成 30 年 4 月 4 日	平成 30 年 9 月 7 日
平成 30 年度山口県 MICE 誘 致推進事業補助金		

(監査：令和元年 8 月 19 日)

3 観光スポーツ文化部

(1) 観光政策課

担当者に対して、本件について周知徹底をするとともに、会計担当者においては、補助金及び委託事務の進捗状況を管理し、職員と共有を図ることによって再発の防止を図った。

4 農林水産部

(1) ぶちうまやまぐち推進課

次のとおり収入未済があった。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	16,735,000円	7者
林業・木材産業改善資金違約金	過年度分	2,742,008円	3者

(沿岸漁業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	6,162,000円	4者
沿岸漁業改善資金違約金	過年度分	1,351,219円	1者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	23,225,000円	4者
農業改良資金違約金	過年度分	13,083,205円	7者

(監査：令和元年10月24日)

(2) 農村整備課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	166,425円	1者

(監査：令和元年9月9日)

4 農林水産部

(1) ぶちうまやまぐち推進課

未納者に対し、関係機関等と連携し収納に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、関係機関等と連携して収入未済額の早期解消に向けて取り組んでいく。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	16,235,000円	6者
林業・木材産業改善資金違約金	過年度分	2,578,630円	2者

(沿岸漁業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	5,722,000円	4者
沿岸漁業改善資金違約金	過年度分	1,231,219円	1者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
農業改良資金貸付金	現年度分	21,975,000円	4者
農業改良資金違約金	過年度分	11,973,205円	7者

(2) 農村整備課

収入未済については、関係課とともに、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、令和元年度において、回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収納未済の解消に取り組んでいく。

(3) 水産振興課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日
離島漁業再生支援 交付金	平成30年4月23日	平成30年7月 26日
	平成30年4月24日	
	平成30年4月26日	
	平成30年4月27日	

(監査：令和元年8月19日)

(4) 柳井農林水産事務所

公共用地の未登記があつた。

区分	筆数	面積
現年度分	1筆	188㎡

物品の借入において、物品借入決議及び物品借入契約締結伺書により決裁を行っていないものがあつた。

品名・数量	契約金額	借入期間
多機能電話 機一式 41台	53,298円/年	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日

また、借入物品の返還において、借入物品返還決議書により決裁を行っていないものがあつた。

品名・数量	契約金額	借入期間
多機能電話 機一式 41台	53,298円/年	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日
多機能電話 機一式 8台	9,996円/月	平成25年2月25日 ～平成31年2月24日

(監査：令和元年11月20日)

(3) 水産振興課

支出負担行為の整理が必要なものについては、速やかに整理することを課員に周知するとともに、会計員は管理ファイルを作成し、支出負担行為の整理時期が遅延しないよう努める。

また、補助金交付決定等決裁の際に、今後の事務処理に遅れがないよう、施行後速やかに会計員に証拠書類の写しを提出するよう、付箋を貼付して注意喚起を行う。

(4) 柳井農林水産事務所

引き続き、未登記解消に努めていく。

年度替わりに伴い必要となる事務処理について、総務課内の複数職員で確認することとした。

年度替わりに伴い必要となる事務処理について、総務課内の複数職員で確認することとした。

(5) 山口農林水産事務所

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為整理日
単県農山漁村整備事業補助金 (小規模林道)	平成30年6月5日	平成30年12月13日
農業生産力等機能強化対策事業補助金(佐山北第一地区:当初)	平成30年5月15日	平成31年1月17日
農業生産力等機能強化対策事業補助金(後谷地区)	平成30年5月15日	平成31年1月17日
中山間・棚田ふるさとの活力創出応援事業補助金(山口県央地区:当初)	平成30年7月3日	平成31年1月17日

(監査:令和元年11月29日)

(6) 下関農林事務所

予定価格が5万円を超える業務委託契約の随意契約において、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

業務名	契約金額	予定価格	契約年月日
庁舎機械警備業務	600,048円	653,184円	平成30年3月30日

(監査:令和元年11月26日)

(7) 下関水産振興局

次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
漁港管理雑入	現年度分	211,456円	1者

(監査:令和元年10月9日)

(5) 山口農林水産事務所

人事異動後の業務に不慣れでかつ業務量も膨大な中で、補助金交付事務担当者と支出負担行為担当者の連絡が不十分であつたことによる。

支出負担行為を整理する時期については、会計規則第49条別表第5に定める区分に従い適切に処理することとした。

また、補助金交付決定の決裁書類等についても、「交付決定の写しを総務課まで」と記載した付箋を貼付するなど、補助金交付事務担当者への意識付けを行うと共に、補助金交付事務担当と支出負担行為担当者の連絡を密にし、支出負担行為の整理時期の遅延を起こさないよう努めている。

(6) 下関農林事務所

当該業務について、1者のみからの見積書の提出で足りる随意契約には当たらないことを認識し、現契約期間満了を迎える際には見積合わせを実施することとする。

なお、他の案件についても、契約を行おうとする際には、進行管理表を作成するとともに、決裁過程において根拠規定を十分に確認することにより、再発防止に努めている。

(7) 下関水産振興局

未納者の所在確認に努めているが、未だ所在不明の状態であり、令和元年度において回収実績がなかった。

引き続き、関係者等と連携を図りながら、適宜催促等を行い、収納未済の解消に努める。

5 土木建築部

(1) 監理課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
給料返納金	過年度分	228,188 円	1 者

(監査：令和元年 8 月 6 日)

(2) 道路整備課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	6,993,000 円	1 者

(監査：令和元年 9 月 10 日)

(3) 道路建設課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	674,729 円	1 者

(監査：令和元年 9 月 9 日)

(4) 河川課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。

支出の内容	契約日	支出負担行為 整理日
島田川水系河川整備 計画検討に伴う測量 業務委託第 1 工区	平成 30 年 7 月 10 日	平成 30 年 12 月 12 日
島田川広域河川改修 工事に伴う設計業務 委託第 1 工区	平成 30 年 7 月 11 日	平成 30 年 12 月 11 日

(監査：令和元年 11 月 14 日)

5 土木建築部

(1) 監理課

未納者の所在確認に努めているが、未だ所在不明の状態であり、令和元年度において回収実績がなかった。

引き続き、所在確認を実施の上、督促を行い未収金の解消に取り組む。

(2) 道路整備課

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、令和元年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組む。

(3) 道路建設課

収入未済については、関係課とともに、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、令和元年度において、回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組む。

(4) 河川課

支出負担行為の整理時期が遅れが生じないように、工事台帳等の確認や担当者間の連絡・確認を徹底し、再発防止に努める。

(5) 住宅課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	201,699,752 円	772 者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,290,060 円	628 者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775 円	3 者

(監査：令和元年 10 月 23 日)

(5) 住宅課

家賃・駐車場使用料の未納者については、大半を退去者が占め、回収が困難となっているため、債権回収を弁護士法人に委託するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

また、火災損害賠償金については、債務者が現状においても生活困窮者であり、回収が困難なため、令和元年度において回収実績がなかった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。
(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	199,203,029 円	758 者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,145,985 円	547 者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775 円	3 者

(6) 岩国土木建築事務所

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。

支出の内容	契約日	支出負担行為 整理日
単独道路維持管理業務委託 第22工区	平成30年11月 30日	平成31年3月 25日
単独道路維持管理業務委託 第30工区	平成30年7月 7日	平成30年10月 11日
単独道路維持管理業務委託 第31工区	平成30年7月 10日	平成30年11月 15日
管内一円 単独道路 維持管理業務委託 第51工区	平成30年7月 10日	平成30年11月 1日
管内一円 単独道路 維持管理業務委託 第52工区	平成30年7月 10日	平成30年11月 13日
管内一円 単独道路 維持管理業務委託 第53工区	平成30年7月 10日	平成30年11月 26日
管内一円 単独道路 維持管理業務委託 第56工区	平成30年7月 7日	平成30年11月 27日
錦川河川公園 河川 維持管理業務委託 第1工区	平成30年7月 10日	平成30年10月 19日
錦川 河川維持管理 業務委託 第30工区	平成30年7月 13日	平成30年12月 7日

(監査:令和元年11月13日)

(7) 防府土木建築事務所

次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る原因 者負担金	過年度分	1,062,204円	3者

(監査:令和元年10月11日)

(6) 岩国土木建築事務所

事務に係る職員全員に支出負担行為の整理時期について再度周知を行った。

(7) 防府土木建築事務所

未納者に対し、所在・財産調査を行うとともに、催告や未納者の状況に応じた納付指導を行った結果、令和元年度末の収入未済額は次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る原因 者負担金	過年度分	835,284円	2者

(8) 宇部土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
河川占用料	過年度分	841,680円	2者
工事請負契約 違約金	過年度分	2,183,174円	3者

(監査：令和元年10月17日)

(9) 長門土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る 原因者負担金	過年度分	167,600円	1者

(監査：令和元年12月17日)

(10) 萩土木建築事務所

業務委託に伴う物品の取得において、物品取得決議書により決裁を行っていないものがあった。

品名・数量	契約金額	取得年月日
凍結防止剤散布 装置 2台	3,024,000円	平成30年11月27日

収入印紙の保有枚数について、適正でないものがあった。

種類	前年度繰越	購入	使用	年度末残高
収入印紙	253枚	172枚	142枚	283枚
	281,200円	121,500円	65,500円	337,200円

(監査：令和元年12月12日)

(8) 宇部土木建築事務所

河川占用料については、未納者に対し、分納による徴収及び不納欠損処分を行った結果、指摘のあった収入未済額について、令和元年度末において次のとおりとなった。

工事請負契約違約金については、定期的な財産調査による未納者の所在の把握に努めている。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

歳入の名称	区分	金額	未納者数
河川占用料	過年度分	144,900円	1者
工事請負契約 違約金	過年度分	2,183,174円	3者

(9) 長門土木建築事務所

未納者に対し適宜納付指導を行うなど、分納の履行の確認に努めた結果、未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組む。

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る 原因者負担金	過年度分	63,600円	1者

(10) 萩土木建築事務所

担当者だけではなく、決裁する側の職員についてもマニュアルや通知等で事務フローを再度確認し、複数人でのチェックにより適切な事務処理が行えるよう取り組む。

使用見込みを事前に確認し、必要最小限の枚数を購入することとする。

6 教育庁

(1) 人権教育課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学 奨励費	現年度分	8,858,710円	120者
	過年度分	281,722,640円	425者
高等学校等進学 奨励費戻入返納 金	過年度分	1,211,000円	13者

(監査：令和元年9月6日)

(2) 学校安全・体育課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約日・交付 決定日	支出負担行為 整理日
つながる食育推進事業	平成30年6月 7日	平成30年11月 30日
スポーツ振興対策事業 費補助金	平成30年6月 30日	平成30年12月 19日

(監査：令和元年11月27日)

(3) 宇部西高等学校

前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登記していなかった。

内容	資金前渡額	資金前渡 年月日	精算年月日
つり銭 (西高祭)	270,500円	平成30年11月 16日	平成30年11月 19日

(監査：令和元年12月12日)

6 教育庁

(1) 人権教育課

未納者に対し、督促状等を送付するほか、長期にわたって納入又は連絡がない債務者に対して、債務の承認等に係る調査を実施した。その結果、令和元年度末において、指摘のあった収入未済は次のとおりとなった。引き続き、市町と連携して未収金の縮減に取り組んでいく。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者 数
高等学校等進 学奨励費	現年度分	8,176,250円	111者
	過年度分	274,102,260円	415者
高等学校等進 学奨励費戻入 返納金	過年度分	1,211,000円	13者

(2) 学校安全・体育課

課内周知のためのチェックシートを作成する等により、再発防止に努めている。

(3) 宇部西高等学校

令和元年度に前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登記した。

今後は、会計規則等の内容をよく確認し、チェック体制を強化する。

(4) 西京高等学校

予定価格が5万円を超える工事請負契約の随意契約において、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

工事名	契約金額	予定価格	契約年月日
合併浄化槽散気管修繕工事	648,000円	648,000円	平成30年10月15日

(監査：令和元年5月27日)

(5) 大津緑洋高等学校

物品購入に係る支出において、一般需用費で支出すべきところを、備品購入費で支出していたものがあった。

品名・数量	金額	支出科目
産卵鶏大雛・120羽	129,600円	備品購入費

(監査：令和元年7月9日)

(6) 山口南総合支援学校

直接収納した現金を、即日払い込まないにもかかわらず、その現金に係る事項を現金出納簿に記載していないものがあった。

歳入の名称	件数	金額
実習産物売払代金	8件	333,250円

(監査：令和元年7月9日)

(4) 西京高等学校

修繕工事の際は、会計規則等に基づき適正な事務処理を行うことを徹底した。

(5) 大津緑洋高等学校

会計・物品規則等を再確認するとともに、会計課が示す「会計事務チェックリスト」を活用し、適切な事務処理に努めつつ、内部牽制体制の強化を図る。

(6) 山口南総合支援学校

指摘後は事務室全員に周知し、同様のミスがないよう対処した。特に週休日の行事の際は事務室全員で留意し、現金出納簿への記載が確実になされたか、チェックすることとした。

7 警察本部

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
放置違反金延滞金	現年度分	387,000円	53者
	過年度分	2,585,000円	528者
交通事故等損害賠償金	過年度分	850,413円	5者

(監査：令和元年10月11日)

7 警察本部

放置違反金延滞金の未納者に対し電話、訪問催告等を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、令和元年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話、訪問等による早期収納に取り組んでいく。

また、交通事故等損害賠償金については、他行政機関への所在確認依頼を試みるも、いずれも所在不明であり、令和元年度において回収実績がなかった。

今後も、所在解明に向けた関係機関への協力依頼等、収入未済の解消に向けて取り組んでいく。

歳入の名称	区分	金額	未納者数
放置違反金延滞金	現年度分	376,000円	48者
	過年度分	1,353,000円	269者
交通事故等損害賠償金	過年度分	850,413円	5者

II 令和元年度定期監査の結果に添える意見に対する措置の内容

1 令和元年12月24日意見（上半期分）

意見	措置の内容
<p>(1) 内部統制体制の整備について</p> <p>来年4月の内部統制制度の導入に向け、リスク対応策の整備に取り組まれているが、上半期の定期監査においても、引き続き、財務事務について、多くの改善留意事項が確認されたところである。</p> <p>リスク対応策の整備に当たっては、その前提となるリスクの洗い出し、評価を十分に行うとともに、具体的な対応策を明確にし、不適正事案の発生防止に向けた内部統制体制の整備を進められたい。</p>	<p>(1) 内部統制体制の整備について</p> <p>内部統制の対象とするリスクの検討については、各所属において、業務遂行上発生しうるリスクを幅広く洗い出すとともに、個々のリスクごとに、影響の重要性を踏まえた質的重要性、影響を受ける範囲や発生の可能性を踏まえた量的重要性の観点から検討した上で、組織として対応する必要性が高いリスクを選定した。</p> <p>また、選定したリスクについては、各業務を所管する所属と連携して検討を行った上で、その発生を防ぐために必要な対応策をリスク評価シートに明記し、各所属に周知を行った。(人事課)</p>

2 令和2年3月27日意見（通年分）

意見	措置の内容
<p>(1) 内部統制制度の円滑な導入等について</p> <p>内部統制制度の導入に向け、知事部局においては、リスクの洗い出しを行い、重要性の高いものを内部統制の評価対象とし、その対応策を整備されるとともに、令和2年3月に「山口県の内部統制に関する方針」を策定、公表されたところである。</p> <p>監査においては、これまでの定期監査結果報告書において、改善留意を要する不適正な事案を報告するとともに、内部統制体制の整備に向けて留意が必要とされる事項等についての意見を付してきたところである。</p> <p>内部統制は、不適正な事案の発生防止のみならず、業務の効率化にも資する重要なものであり、内部統制に不可欠な所属長等の意識醸成や統制環境の整備をはじめとして不断の取組が必要とされることから、引き続き定期監査結果や会計管理局での会計検査結果等に留意され、制度の円滑な導入と運用に努められたい。</p> <p>なお、評価対象とされたリスクのみならず、それ以外の洗い出されたリスクについてのリスク管理にも十分に取り組みられたい。</p> <p>また、知事部局以外の部局においても、内部統制体制の整備が進められていることから、内部統制による事務の適正な管理及び執行の確保に向けて、引き続き情報提供等の支援に努められたい。</p>	<p>(1) 内部統制制度の円滑な導入等について</p> <p>県では、平成31年4月に「内部統制推進室」を設置し、関係課で連携しながら、内部統制制度の導入に向けた全庁的な体制の整備及び運用を推進してきたところであり、今後とも、内部統制推進室を中心に、制度の円滑な運用に向けた取組を進めていく。</p> <p>なお、評価の対象とならなかったリスクについても、各所属において、適切な対応が図られるよう徹底していく。</p> <p>また、他の任命権者に対しては、これまでも、内部統制の導入に向けた検討状況について、随時情報提供を行ってきたところであり、今後も、制度の運用状況等の情報を提供し、他の任命権者における内部統制の実施を支援していく。（人事課）</p>

意見	措置の内容
<p>(2) 公有財産の適正な管理について</p> <p>公有財産について、建物において資本的支出に該当する改良等の工事を行っているが、公有財産台帳に登録せず、異動報告をしていないものや、出資による権利において出資額が減少しているが、減少に係る異動報告をしていないものが見受けられた。</p> <p>公有財産台帳への財産の増減に係る登記及び異動報告は、県が有する財産を正確に把握するために適正に行われる必要がある、建物の公有財産台帳価額は行政財産使用料の算定に用いられることから、資本的支出に該当する改良等の工事を行った場合は、工事費の額を加算するなど、適宜評価替を行う必要がある。</p> <p>については、これらの事務処理が各所属において徹底されるよう、関係規程の周知等を図り、公有財産の適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 現金等の適正な管理について</p> <p>定期監査において、収入証紙売りさばき代金の亡失等があるにもかかわらず、亡失に係る報告の手続きを行わず、管理職員が当該亡失額を任意に弁済している事案が確認された。</p> <p>また、当事案では、会計員の任命のない職員に収入証紙の売りさばき事務を専ら取り扱わせ、他の職員による日々の確認が不十分であったことが確認されている。</p> <p>現金を取り扱う事務については、特に厳正な管理が求められるが、当事案以外にも現金出納簿や前渡資金経理簿への登記漏れ、資金前渡の精算を行っていないものなど、事務処理が不適正なものが見受けられた。</p> <p>については、収入証紙の売りさばきを行う所属及び現金を取り扱う所属において、事務処理や内部牽制の現状を点検し、組織としてのチェック体制の確保を図るとともに、全庁的な指導検査の一層の充実強化を図られたい。</p>	<p>(2) 公有財産の適正な管理について</p> <p>行政財産使用料の算定をはじめ、公有財産管理事務全般において、その根幹となる公有財産台帳価額に関する事務処理が適正に行われるよう、適宜、関係法令、規程等の周知及び適正な事務処理手続のための注意喚起を行っている。(管財課)</p> <p>(3) 現金等の適正な管理について</p> <p>売りさばき所指定の全18所属に売りさばき事務に係る実態調査を行い、各所属の実態を把握するとともに、会計課長通知により再発防止に努めるよう改めて売りさばき所指定所属へ周知した。</p> <p>また、収入証紙の取扱いに当たっては複数職員によるチェック体制を徹底するよう収入証紙事務取扱要領を改正した。</p> <p>引き続き、会計検査等を通じて収入証紙取扱事務の適正化に努めていく。(会計課)</p>